

和光市エリアマネジメント推進条例 概要

○目的

対象となるエリアの公有財産を市民、事業者等（以下、市民等）の活動を促進することにより有効活用し、にぎわいを創出することが目的です。都市再生特別措置法に定められた都市再生推進法人制度を活用することにより、市民等に公的な位置付けを付与し、活動を支援することとなっております。

○条例の主な内容

この条例では、以下の事を定めています。

- | | | |
|------------------|---|-----------------------|
| ・ 実施場所 | : | エリアマネジメント対象地区 |
| ・ 実施主体 | : | 都市再生推進法人 |
| ・ エリアマネジメントに係る取組 | : | 公有財産を活用して実施するにぎわい創出活動 |

○活動実施までの流れについて

エリアマネジメントに係る活動を行うには、以下の手順で手続きを進めていただきます。

対象となる内容を含んだ「エリアマネジメント基本計画」を策定（市）



取組の詳細を定めた「エリアマネジメント実施計画」を策定（市 or 市 and 都市再生推進法人）



エリアマネジメント活動の実施

○その他

都市再生推進法人制度を活用することにより国等の支援（国庫補助金、税制特例、民都機構による支援）を受けられることから、市は活動を行うための費用負担を行わないこととしています（※）。

（※）ただし、当該地区における公有財産貸付により得た収入の充当は可能としています。また、都市再生推進法人に出資することも可能としています。